

新型コロナウイルス感染症の影響により

国民健康保険税の納付が困難な方に対する減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援策として、国民健康保険税の減免について、ご案内いたします。

対象世帯 1

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

対象世帯 2

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

世帯の主たる生計維持者について

- ① 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ② 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ③ 前年に比べて10分の3以上収入減少することが見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※令和元年中の所得が確認できない場合（未申告など）は減免手続きができませんのでご注意ください。

※非自発的失業者該当（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）による保険料軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与収入以外の事業収入等において上記の基準に該当する方は対象となる場合があります。

Q1 「主たる生計維持者」とは、誰のことですか？

A1 「主たる生計維持者」とは、原則として「国民健康保険の世帯主」（国民健康保険の加入を問わず）を言います。ただし、「主たる生計維持者」が「世帯主」とは別と認められる客観的な事実があり証明できる場合には、ご相談ください。

Q2 「重篤な傷病」とはどのような状態をいいますか？

A2 「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。（証明として医師の診断書が必要です。）

減免対象となる保険税

令和元年度及び令和2年度分の保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

減免額

対象世帯1 全額減免となります。

対象世帯2 減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得金額をもとに、次の計算式により減免額を計算します。

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険税額【表1】} \times \text{減額又は免除の割合【表2】} = \text{保険税減免額}$$
$$(A \times B / C) \times (d)$$

【表1】

対象保険税額 = $A \times B / C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	100%
400万円以下であるとき	80%
550万円以下であるとき	60%
750万円以下であるとき	40%
1000万円以下であるとき	20%

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業等の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額全部を減免します。

※減免決定前に納期が到来する分については、保険税を納付いただく必要があります。全額が免除となる場合や一部減免でも減免額が大きい場合には、税額更正時に払いすぎとなっていれば、後日、還付金としてお返しいたします。なお、納期限までの納付が難しい場合は、納税課へご相談ください。(0476-20-1519)

申請方法・申請書類

以下の【申請書類】を揃え、保険年金課まで提出してください。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請の受付は原則郵送のみとさせていただきます。

【申請書類】

- ①すべての申請者が必要なもの
 - ・国民健康保険税減免申請書
 - ・国民健康保険税 還付金振込口座依頼書
- ②世帯の主たる生計維持者が死亡した世帯
医師による死亡診断書又は警察が発行する死体検案書（死因が新型コロナウイルス感染症であることが確認できることが必要です。）
- ③世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯
医師の診断書（1か月以上の治療を有すると認められたもの）
- ④世帯の主たる生計維持者の収入が10分の3以上減少することが見込まれる世帯
 - ・収入申告書
 - ・令和元年分の確定申告書（控）や源泉徴収票など令和元年中の収入と所得が確認できるもののコピー（確定申告や住民税申告が済んでいる方も必要です。）
 - ・令和2年分の売上台帳、給与明細、給与振込額が分かる通帳など、令和2年中の収入が確認できるもののコピー（申請日までに確定している月の分の資料すべてが必要。）
 - ・保険金や損害賠償等により補てんされる金額がある場合には、その金額がわかるもののコピー

上記④のうち、世帯の主たる生計維持者が廃業や失業した世帯については、追加で下記の書類も提出してください。

- ・廃業の場合は、廃業届など公的に交付される書類であって事実確認が可能なもののコピー
- ・失業の場合は、雇用保険受給資格者証、退職証明書など退職年月日が分かるもののコピー

申請期限

令和2年度の納税通知書がお手元に届いてから、令和3年3月末までに申請をお願いいたします。

お問い合わせ

〒286-8585 成田市花崎町760番地
成田市 市民生活部 保険年金課 国保資格課税係
電話 0476-20-1526
メール nenkin@city.narita.chiba.jp

減免対象確認用フローチャート

減免対象となるかご確認ください。

世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病（1か月以上の治療を要した）を負いましたか？

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和元年と比べて10分の3以上減少する見込みですか？

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額は1,000万円以下ですか？

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の令和元年の所得の合計額は400万円以下ですか？

いいえ

はい

今回の減免の対象外です

申請により国民健康保険税の減免が受けられる可能性があります。

3ページの「申請方法・申請書類」をご確認いただき、保険年金課まで、書類を提出してください。

※非自発的失業者該当（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）による保険料軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与収入以外の事業収入等において上記の基準に該当する方は対象となる場合があります。

※減免決定前に納期が到来する分については、保険税を納付いただく必要があります。全額が免除となる場合や一部減免でも減免額が大きい場合には、税額更正時に払いすぎとなっていれば、後日、還付金としてお返しいたします。なお、納期限までの納付が難しい場合は、納税課へご相談ください。（0476-20-1519）